

企業長の職務代理について

令和6年5月1日から令和6年5月17日まで職務に専念できないため、その間企業長の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第152条第3項の規定により、山武郡市広域水道企業団事務局長 嶋野 哲が代理します。

なお、その表示形式は次のとおりです。

1 表示形式

山武郡市広域水道企業団企業長職務代理者

山武郡市広域水道企業団事務局長 嶋野 哲